

検討段階において活用を想定した制度例

- 民間事業者のノウハウや、資金を活用し、都市公園の整備・管理を行う手法として、「設置管理許可制度」、「公募設置管理制度（Park-PFI）」、「指定管理者制度」の3つの手法について、本事業への適用をスタディしました。
 - 民間事業者が投資を行う公園施設については、「設置管理許可制度」または、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を活用し、その他の公園施設については、「指定管理者制度」を活用するなど、複数の制度活用の可能性等について検討しました。
- ※本公募においては、これらに限らず、公民連携により宇陀市平成榛原子供のもり公園の魅力的な活用を達成することができる手法について、広く提案を求めます。

<本市において可能性に関する検討を行った手法>

設置管理許可制度

根拠法：都市公園法第5条

- ・公園管理者以外の者に対し、都市公園における公園施設の設置、管理を許可する制度
- ・設置管理許可期間は最大10年（ただし、更新が可能）
- ・建蔽率は最大2%

または

公募設置管理制度（Park-PFI）

根拠法：都市公園法第5条の2

- ・飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行うものを公募により選定する制度
- ・以下の特例措置を活用することができる
 - ①**設置管理許可期間：**20年を上限とする
 - ②**建蔽率：**+10%
 - ③**占用物件：**自転車駐輪場、地域における催しに関する情報を提供するための看板・広告塔による占用が可能に



指定管理者制度

根拠法：地方自治法第244条の2

- ・地方公共団体が指定する者（指定管理者）に公の施設の管理を行わせる制度